

香川県東かがわ市長様

令和 年 月 日 請求

《戸籍謄抄本等交付申請書》(郵便請求用)

証明書の種類	★必要な証明書の□にチェックと通数を記入してください。 戸籍附票と住民票は記載する内容も□にチェックしてください。			手数料(1通)	
現在戸籍	<input type="checkbox"/> 謄本(全部事項証明書)	通	<input type="checkbox"/> 抄本(個人事項証明書)	通	4 5 0 円
除籍	<input type="checkbox"/> 謄本(全部事項証明書)	通	<input type="checkbox"/> 抄本(個人事項証明書)	通	7 5 0 円
改製原戸籍	<input type="checkbox"/> 謄本	通	<input type="checkbox"/> 抄本	通	7 5 0 円
戸籍電子証明書提供用識別符	<input type="checkbox"/> (戸籍電子証明書を提供するために必要な数字16ケタのコード 有効期間は発行してから3ヶ月) ※同内容の現在戸籍と同時に請求する場合は無料			通	4 0 0 円
除籍電子証明書提供用識別符	<input type="checkbox"/> (除籍電子証明書を提供するために必要な数字16ケタのコード 有効期間は発行してから3ヶ月) ※同内容の除籍と同時に請求する場合は無料			通	7 0 0 円
戸籍附票(除票を含む)	<input type="checkbox"/> 全部(□本籍・筆頭者 □在外選挙人登録)	通		4 0 0 円	
	<input type="checkbox"/> 一部(□本籍・筆頭者 □在外選挙人登録)	通		4 0 0 円	
身分証明書	<input type="checkbox"/> (禁治産・後見登記・破産宣告などを受けていない証明)			通	4 0 0 円
独身証明書	<input type="checkbox"/> (婚姻の事実がないことの証明)			通	4 0 0 円
住民票(除票)	<input type="checkbox"/> 全部(□本籍・筆頭者 □世帯主・続柄 □本籍続柄等省略)	通		4 0 0 円	
	<input type="checkbox"/> 一部(□本籍・筆頭者 □世帯主・続柄 □本籍続柄等省略)	通		4 0 0 円	

戸籍・除籍・改製原戸籍・電子証明書提供用識別符・戸籍附票・身分証明書・独身証明書が必要な時に記入してください。

本籍地	香川県 東かがわ市 大川郡	番地
筆頭者		(戸籍の最初に記載されている 人で、死亡しても変わりません)
必要な人	※抄本の場合 は必ず記入	生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日

住民票(除票)が必要な時に記入してください。

住所	香川県 東かがわ市	番地	ふりがな 世帯主	
必要な人	※一部の場合 は必ず記入		生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日	

請求理由を記入してください。	死亡による相続の場合
(目的・提出先)	被相続人氏名
	死亡年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日 死亡
	出生 死亡 □被相続人の()から()までの戸籍 各 通
	□被相続人の死亡記載の戸籍(除籍)

請求者

※本人又は直系親族(戸籍の場合)、同一世帯(住民票の場合)以外の方からの請求は、委任状又は関係の分か
る書類などが必要です。裏面注意等を必ずご確認ください。

現住所	〒 (住民票の住所)	
氏名		生年月日 大・昭・平・令 年 月 日
連絡先	(昼間の連絡先) <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 携帯 【Tel】	
続柄	(筆頭者・世帯主からみた続柄)	
手数料	定額小為替	円 ※切手は取り扱いできません。
添付書類	本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード(おもて面) <input type="checkbox"/> 資格確認書 等	返信用封筒(送付先記入※住民登録されている住所地) (切手貼付※所定料金の切手が不足の場合は、「不足料金受取人払」で送付)

★注意

1. 身分証明書・独身証明書は本人からの請求に限ります。(代理人は委任状が必要です。)
2. 住民票は原則本人もしくは同一世帯の方からの請求に限ります。(代理人は委任状が必要です。)
3. 戸籍は原則本人もしくは直系親族の方からの請求に限ります。(代理人は委任状が必要です。)
4. 住民票(戸籍)等について、上記以外で請求する正当な理由がある方については、請求が可能です。

※場合により、請求権があることの証明が必要です。

- (1) 自己の権利を行使し、または自己の義務を履行するために必要がある方

債権者が債権回収のために債務者本人等の住民票(戸籍)を請求する場合など

- (2) 国または地方公共団体の機関に提出する必要がある方

訴訟の手続きなどに当たって、法令に基づく提出書類として当事者の住民票(戸籍)を取得する必要がある場合など

- (3) 住民票(戸籍)の記載事項を利用する正当な理由がある方

5. 発行する証明書については、請求者の現住所地(住民票の住所)以外へは送付できませんのでご注意ください。

6. 改製原戸籍は、昭和33年頃と平成11年(旧大内町)平成14年(旧白鳥・引田町)に改製されています。

7. 最近2週間以内に戸籍の届出をされた方は記入してください。

「婚姻・離婚・出生・死亡・その他」の届けを

年 月 日 市区町村に提出